

会議の公開等について（案）

平成23年（2011年）福島第一原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部会議（以下「会議」という。）の議事の公開については、下記のとおり定めることとする。

1. 議事は原則非公開とする。

終了後、会議の様子を記者ブリーフィングする。

2. 会議における配布資料は原則公開する。

（提出者が非公表を希望する場合は、公表しない。）

3. 会議の議事要旨は、終了後速やかに公表する。

4. 会議の詳細な議事録は、1ヶ月後を目途に公表する。